

◎本助成金に関する質問（Q & A）

■団体登録について

（１）団体登録について

Q：なぜ団体登録が必要なのですか。

A：本助成金は、初動の活動資金を速やかに助成し、迅速に生活支援活動に資することを目的とし、発災時、より速やかに助成を行うため、平成２８年度より団体の事前登録制を導入しております。

団体の事前登録制の導入により、発災時の申請における団体審査等の手続きを省略することができ、申請内容が適当と認められた場合、申請に基づきより速やかに助成を行うことができます。

なお、事前に団体登録を行っていない場合、団体登録申請と交付申請を同時に行うことができます。

（２）新規グループについて

Q：今回の災害を契機に、有志で新しくボランティアグループを結成し、現地への支援活動を計画しています。このような団体の場合でも助成対象になりますか。

A：対象となります。申請にあたっては原則として事前に団体登録が必要となりますが、今回の申請では団体登録と申請を同時に行います。団体登録の要件については、別紙「[申請手続きについて](#)」、「[群馬県災害ボランティア活動助成金にかかる細目及び基準](#)」をご覧ください。

（３）団体登録のみの手続きについて

Q：団体登録のみも可能ですか。

A：団体登録のみの申請も受付しております。申請と併せて随時受付を行っておりますので団体登録申請書を本会までご提出ください。

■助成対象事業・対象経費等について

（１）活動の内容について

Q：どのような活動が対象になりますか。

A：現地の状況にもよりますが、災害で発生した土砂・がれきの除去、片づけ・清掃、炊き出しおよび配食、避難所での手伝い、仮設住宅への引っ越しの手伝い、話し相手や心のケア等です。詳しくは「[群馬県災害ボランティア活動助成金にかかる細目及び基準](#)」をご覧ください。

併せて活動予定場所の災害ボランティアセンターのホームページ等をご確認ください。

（２）支援物資の送付について

Q：助成金を活用してこちらで支援物資を購入し、現地へ送付したいと考えています。このような支援活動事業は対象になりますか。

A：対象となりません。

本助成金はあくまで現地での支援活動への助成であり、単に支援物資を購入し送付する活動は助成対象事業としておりません。

■その他手続き等について

(1) 申請手続きについて

Q：助成金はいつ頃送金されますか。

A：随時申請を受け付けており、①団体登録申請書、②助成金交付申請書、③実施予算書を提出いただいた後、本会において審査の上、交付決定された場合、本会より助成金を指定口座へ速やかに送金いたします。

(2) ボランティア活動証明について

Q：報告書に添付する活動証明の写しについて、現地災害ボランティアセンターにおいて活動証明を発行していない場合はどうすればいいですか。

A：本会の「[ボランティア活動証明書様式](#)」を使用し、必要事項を現地災害ボランティアセンターにおいて記入してもらうようにしてください。

(3) 活動後の申請について

Q：活動後に助成金について知りました。既に活動していても申請することはできますか。

A：事前申請を原則としますが、申請受付期間内の申請であれば助成対象期間中にすでに活動を終了している団体も申請可能です。その際には、ボランティア活動証明書の写し、領収書の写し、活動内容がわかる資料等が必要となりますのでご注意ください。

(4) 申請回数について

Q：広島県と岡山県でのボランティア活動を予定しています。その場合は1回ずつ計2回の申請をすることができるのでしょうか。

A：できません。原則として、同一災害につき1回の申請を限度としています。

(5) 寄付について

Q：この助成金への寄付をしたい場合はどうすればいいですか。

A：以下記載の担当にご相談ください。

(担当)

群馬県社会福祉協議会 災害福祉支援センター

TEL：027-289-4411 メール：saigai@g-shakyo.or.jp